

答弁書第六号

内閣参質一七六第六号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員糸数慶子君提出生物多様性条約第二〇回締約国会議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出生物多様性条約第一〇回締約国会議に関する質問に対する答弁書

一について

生物多様性条約第十回締約国会議（以下「COP一〇」という。）は、二千十年までの目標を定めた現行の戦略計画の達成状況を評価し、それを踏まえた改訂戦略計画を議論する等、生物多様性の確保に向けた重要な節目となる会議である。我が国としては、自然と共生する社会の実現に向けて、同計画に関する締約国の合意が得られるよう、議長国としての責任を果たしてまいりたい。

二について

我が国は、本年一月に改訂戦略計画に係る日本提案を生物多様性条約事務局に提案するなど、COP一〇議長国として同計画の策定に積極的に貢献してきたところである。COP一〇においては、「自然との共生」を目指す意欲的かつ現実的な目標に各締約国が合意し、会議後直ちに行動に移していくことが重要であり、議長国として同計画の取りまとめに尽力してまいりたい。

三について

COP一〇の議題案に、御指摘の「ジュゴン保護勧告」に係るものは含まれていない。

四について

非政府組織等については、会議に出席している締約国の三分の一以上が反対しなければ、議長の招待により、オブザーバー出席が可能である。また、議長の許可があれば、会議での発言も可能である。